

南門の復原検討

— 第一次大極殿院の復原研究 6 —

はじめに 南門SB7801は、第一次大極殿院の南面中央に開く門で、両脇には築地回廊（東半SC5600・西半SC7820。以下、「回廊」と称す）が取り付く。大極殿院造営期のⅠ－Ⅰ期が造営年代だが、復原するのはⅠ－Ⅱ期のものである。柱位置を示す遺構はなく、基壇外装痕跡がⅠ時期分のため、建物はⅠ期を通じて存続したと考えられる。Ⅰ期の遺構には、基壇外装の抜取痕跡、南北面の階段痕跡、雨落溝等がある。上部構造復原のためには、階段と雨落溝を特に重視する。階段は、その幅が柱位置に対応する類例が多く、雨落溝は軒の出に対応する。特筆する成果は、南面階段の幅は北面と異なることが第389次調査（2005年）で判明したことである。また、基壇の北面および東北隅部でⅠ－Ⅳ期の雨落溝を検出した。Ⅰ－Ⅰ、Ⅰ－Ⅱ期の雨落溝は下層にあり調査が及んでいない（第13・18回検討会。以下、単に回数を示す）。

2004年までの復原研究では、単層切妻造案（『平城報告Ⅺ』、『紀要 2004』）、重層入母屋造案（『年報 1994』）を提示している。これらの案では、柱配置の根拠に北面階段幅を用いてきたが、今回の検討では、南面階段の発掘調査成果を加味している。

基壇・階段規模 基壇と階段の規模は、地覆石の抜取痕跡等の検討から次のように考えられる。基壇は桁行95尺×梁行55尺、階段幅は南面45尺、北面51尺、地覆石の幅は0.9～1.3尺である（13・15・18回）。基準尺は、南面回廊の礎石痕跡2ヵ所の実長（169.84m）を計画寸法576尺で除して得る0.2949m／尺とした（18回）。

重層案 南門の遺構は、基壇の梁行寸法が桁行寸法に対して大きいという特徴がある。この点に着目し、興福寺や薬師寺の南大門（重層）・中門（単層）ほかの類例を分析した結果、南門は重層門の傾向をもつことがあきらかになった。また、基壇規模と階段幅の関係にも注目して類例を分析した結果、桁行5間×梁行2間の平面である可能性が高いことが判明した（13回）。この検討では、類例を参考に、次の3点を前提条件とした（条件A）。①柱間・基壇規模等の主要寸法は整数尺、②中央3間の桁行柱間の全長＝南北いずれかの階段幅、③重層門は、三手先組物を用いて軒の出および基壇の出を大きくとり、軒

の出と基壇の出は、梁行柱間寸法と同程度。

検討に用いた類例は、古代宮都や寺院の門の発掘遺構、および現存する歴史的建造物のうち近世以前の二重門・楼門・単層門（桁行3間以上）である。

つづいて柱配置の検討を進め、重層門の場合の下層、上層の柱配置案を複数提示した（15・18・21・24・27回）。検討の各段階で、類例の柱間寸法等の分析結果を条件として加えた。紙数の都合上、本稿では、二重門の場合の下層柱配置について検討成果を報告する。

桁行中央3間の柱間 桁行中央3間の柱間全長は、前述の条件A②より求めた。類例をみると、宮殿の桁行5間の門は、平城宮朱雀門（桁行・梁行とも17尺等間）のようにすべての桁行柱間が等しい（宮殿の5間門19例中12例、このうち桁行・梁行すべて等間は8例）、または平城宮第二次大極殿院閣門（下層、桁行中央3間各15尺、両端間各10尺、梁行15尺）のように桁行中央3間が等間（同前7例）である例が多い。これより、桁行中央3間は、南面階段に倣えば15尺等間、北面階段に倣えば17尺等間と考える（21回）。

梁行柱間 いっぽう、桁行中央間≥梁行とする類例が多いことから、梁行は、前述桁行柱間の15尺または17尺以下であると考え（条件B）。さらに条件A③より、梁行全長は、基壇の梁行寸法の1／2に近いと予想される。5間重層門の類例をみると、基壇梁行寸法に対する梁行総間の比率は0.54以上であった。つまり、梁行総間≥基壇梁行寸法×0.54＝55尺×0.54＝29.70尺となり、梁行柱間は14.85尺以上となる。条件A①より、梁行柱間は15尺以上と考える（条件C、15回）。

また、梁行方向の軒は、幅60cm程度の北面雨落溝上に位置すると考えられるため、基壇縁の1尺外側に想定する。すると、梁行柱間が15尺の場合の軒の出は、基壇の出＋1尺＝（基壇梁行－梁行総間）／2＋1尺＝（55－30）／2＋1＝13.5尺となる。梁行柱間が16尺以上では、軒の出は11.5尺以下となり、条件A③に合致しない。したがって、梁行柱間は15尺以下と考える（条件D）。

以上の条件B～Dを考慮すると、梁行柱間寸法は15尺以外にとりえない。すなわち、桁行中央間柱間がいずれの場合でも、梁行柱間寸法は15尺とする（15・21回）。

両端間の桁行柱間 重層門の類例では、組物や架構、隅木などの関係から、隅の間が正方形、つまり端間の桁行・

表10 南門二重門案下層柱配置一覧

柱配置 桁行中央柱間 (梁行は15尺)	隅の間 条件 E 桁行×梁行	基壇の出 条件 F 桁行×梁行	回廊の取り付き 条件 H	評 価
案① 15×3	12×15 (長方形)	13×12.5 (正方形 許容範囲)	21 (中央間より 大きすぎる)	東面の雨落溝 を尊重
案② 15×3	15×15 (正方形)	10×12.5 (長方形)	18 (①より自然)	宮殿5間門に 多い柱配置
案③ 17×3	15×15 (正方形)	7×12.5 (長方形)	15 (同中央間 より小)	桁行方向の基 壇の出が小さ すぎる

ゴシック体：遺構や類例による条件に合致。単位：尺

梁行の柱間を等しくする例が多い(条件E)。これにともない、軒の出・基壇の出もおおよそ正方形とする傾向がある(条件F。差は0.5尺程度まで許容する)。宮殿の5間門では、桁行中央間は最大でも藤原宮朝堂院南門の18尺、桁行中央間と端間の柱間寸法の差は最大でも前述の平城宮第二次大極殿院閣門の5尺である。よって、南門の桁行中央3間と両端間の差は5尺以下と考える(条件G)。

以上を踏まえ、まずは東面北端の雨落溝・基壇縁位置から桁行両端間を考える。条件Fより、前述の軒の出が13.5尺のとき、梁行の基壇の出は12.5尺となるから、桁行の基壇の出は12～13尺をとる。さらに条件A③より、梁行柱間と差が小さい13尺を桁行の基壇の出と考える。すると、桁行中央3間が15尺のとき、桁行両端間は、 $(95\text{尺}-15\text{尺}\times 3-13\text{尺}\times 2)\div 2=12\text{尺}$ (図91案①、18回)となる。桁行中央3間が17尺のときは、桁行端間が9尺と小さく、条件Gより採用しない。

つぎに、条件Eの隅の間正方形の場合、桁行端間＝梁行＝15尺なので、桁行中央3間がいずれの場合でも、隅の間を15尺の正方形とする(図91案②・③、21回)。

回廊の取り付きの問題 門に回廊が取り付く類例をみると、取り付き部の回廊桁行が、門の桁行中央間よりも小さい事例がほとんどである。例外として法隆寺西院など、門の桁行中央間よりも回廊桁行が大きい類例もあるが、数は非常に少ない。また、南門基壇縁から隣接する回廊礎石までは8尺離れており、南門基壇上にもう1組の回廊の礎石を想定することもできる。しかし、門の基壇上に回廊の柱がたつ例は、発掘類例にはなく、現存遺構では門両脇に袖壁等を設ける特殊事例とみなせる。以上より南門は、取り付き部の回廊桁行を極端に大きくとらず、基壇上に回廊柱をたてないと考えられる(条件H、21回)。

柱配置案の評価 案①は、東面北端の雨落溝など遺構を最大限尊重しているが、隅の間が長方形になり、取り付き部の回廊桁行柱間寸法が21尺と大きいなどの問題がある。案②は、桁行・梁行柱間ともすべて等間という宮殿の門の発掘例に多い柱配置であることが評価できる。取り付き部の回廊桁行18尺は、案①と比べれば評価できる

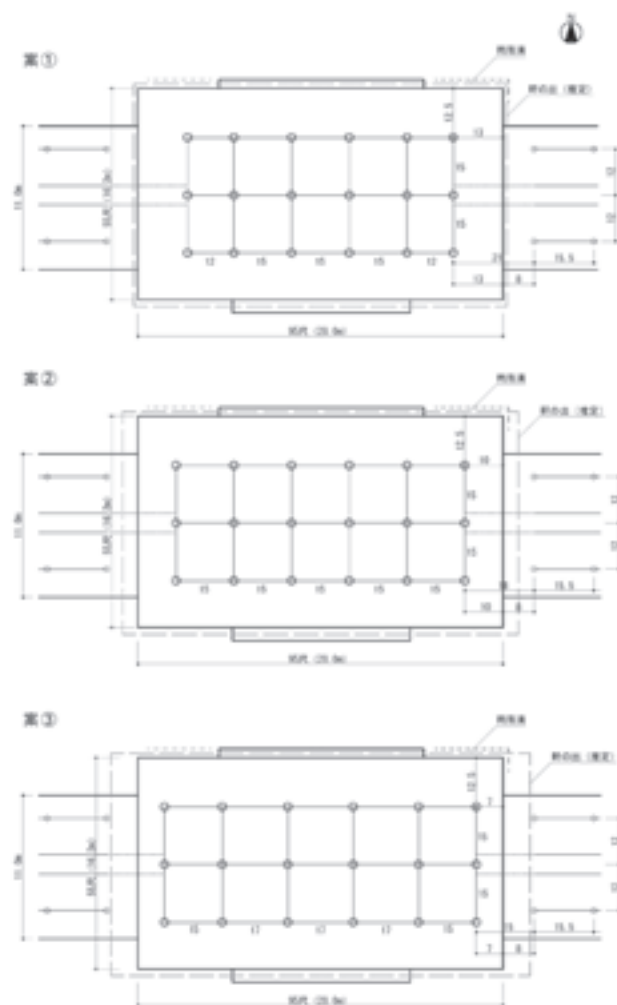


図91 南門二重門案下層柱配置模式図

寸法となった。案③は、取り付き部の回廊桁行15尺が門桁行中央間より小さいことが評価できるが、桁行方向の基壇の出7尺は小さすぎる感が否めない。

隅の間を正方形とした案②、③の場合、軒は東面の雨落溝よりも外に出る。雨落溝がⅠ－4期の遺構であること、また南門の東面北端部は回廊の屋根との重複により、この部分の雨落溝への雨水の落下は少量であろうことを勘案すれば、この部分の雨落溝位置をどれほど尊重すべきか、なお検討を要する。以上の評価の要点を表10にまとめた。

まとめ 柱配置案①～③は、遺構や類例から得られるすべての条件を満たすことはなく、それぞれ評価できる点がある。そのため、複数案の検討を進め、もっとも整合のとれる案に絞り込む必要がある。なお、2011年度には、この3案について逡巡の程度の条件を加えて検討し、上層柱配置4案を示した(27回)。また、楼門の場合の下層柱配置についても検討し、6案を示した(24回)。今後は、築地回廊との取り付き、東西楼との高さ関係等の調整を進め、その構造形式や柱配置、細部の形式などを決定していきたい。

(北山夏希／元奈文研特別研究員)